



白井市第2次行政経営指針

令和7年9月
白 井 市

目 次

1 策定の趣旨	2
2 これまでの行政改革の取組み	2
3 指針の位置付け	3
4 指針の構成・計画期間	3
5 白井市の現状	
(1) 市の人口	5
(2) 財政状況（過去 10 年）	6
(3) 公共施設	12
(4) 組織体制	13
(5) 職員	14
6 数値目標	
(1) 第 1 次指針における数値目標と実績	15
(2) 今後の財政状況の見通し	16
(3) 新たな指標と数値目標	19
7 基本方針	20
基本方針 1	21
基本方針 2	24
基本方針 3	27
基本方針に共通して持つべき視点	30
8 策定の経過	32
7 行政経営審議会	34

1 策定の趣旨

現在、少子高齢化や人口減少社会の進行は加速度を増し、新型コロナウイルス感染症の流行や急激な物価高の進行など、社会情勢はめまぐるしく変化しており、それに伴い、行政課題や市民ニーズは、複雑・多様化し、高度化しています。

一方、白井市の行政運営の状況においては、財政面では扶助費の増加や物価高騰の影響などで歳出が年々増加しており、また、行政サービスを提供する職員については、社会全体の労働力人口の減少に伴い、人材の確保がより困難となり、組織体制の持続や発展が厳しくなることも見込まれます。

次世代を担う子どもたちに『健全なままの白井市』を引き継ぐことを念頭に、白井市が持つ限られた行政資源を効率的・効果的に活用・配分して、目指すまちづくりを実現するため、「白井市第2次行政経営指針」を策定します。

2 これまでの行政改革の取り組み

市では、昭和61年1月に「第1次行政改革大綱」を策定して以来、継続して行政改革に取り組んできており、平成29年3月には「白井市行政経営指針」（以下「第1次指針」といいます。）を策定し、成果に重点を置いて、市民にとって最適な施策・事業を選択していく行政経営の視点から改革に取り組んできました。

この間、事業の見直しや職員定数の削減、指定管理者制度の導入、学校給食調理業務などの民間委託、市民やNPO団体との協働、小学校区単位で地域課題を解決するための組織の設立支援を進めるなど、一定の成果をあげてきました。

▼主な取り組みの成果▼

取り組み項目	成果
職員定数の削減	439人（H15）から413人（H27）へ
指定管理者制度の導入	駅前センターなど19施設に導入
各種業務の民間委託	学校給食調理業務、国民健康保険窓口業務などの民間委託
学校の統廃合	東分校、平塚分校の本校への統合
職員手当の見直し	各種職員手当の減額、廃止
市民等との協働	市民等による35箇所の都市公園の管理
地域自治の発展の支援	地域担当職員制度の導入、小学校区まちづくり協議会の設立支援（R7.4月時点 3小学校区設立）
使用料・手数料の見直し	コストに対する受益者の負担を考慮した額の改定（H30・R7）
出張所の廃止	市内5箇所の出張所の廃止（R6）
普通財産等の売却	活用予定のない土地や廃止した教職員住宅・敷地の売却
新たな施設維持管理方法の導入	市内全体の公共施設に係る保守点検業務を包括的に委託

3 指針の位置付け

市は、令和7年度において、令和8年度（2026年度）からの10ヶ年を計画期間とする『白井市第6次総合計画』（以下「第6次総合計画」といいます。）を策定し、10年後の白井市の目指すべき方向性を示すものとして、白井市の将来像を定めます。

総合計画は、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位に位置する計画です。

この第6次総合計画の実現を行財政面から下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するため、財政運営の指標と行政運営の規範を具体化した基本方針として、「行政経営指針」を位置付けます。

4 指針の構成・計画期間

行政経営指針は、総合計画の実現を行財政面から下支えするために、まちづくりを持続的に推進するための財政運営の指標を示す「数値目標」と、行政運営の規範を示す「基本方針」によって構成します。

計画期間は、第6次総合計画との整合性を図ることから、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

(1) 数値目標

まちづくりを持続的に推進するための財政運営の指標（財政のあるべき姿・望ましい水準）を定めます。市は、数値目標を念頭に置き、中長期的な視点に立った予算編成や、総合計画を始めとした各種の施策・事業の推進や見直しなどを行います。

数値目標については、計画期間の中間年度である令和12年度（2030年度）と、最終年度である令和17年度（2035年度）におけるものとします。ただし、令和17年度については参考値とし、第6次総合計画における前期計画期間（令和8年度～令和12年度）の財政状況や社会情勢などを踏まえた見直しを前提とした目標とします。

(2) 基本方針

まちづくりを持続的に推進するための行政運営の規範（行政として必要な理念・考え方）を定めます。市は、基本方針を念頭に置き、総合計画を始めとした各種の施策・事業の推進において、様々な行政資源の活用・配分を行います。

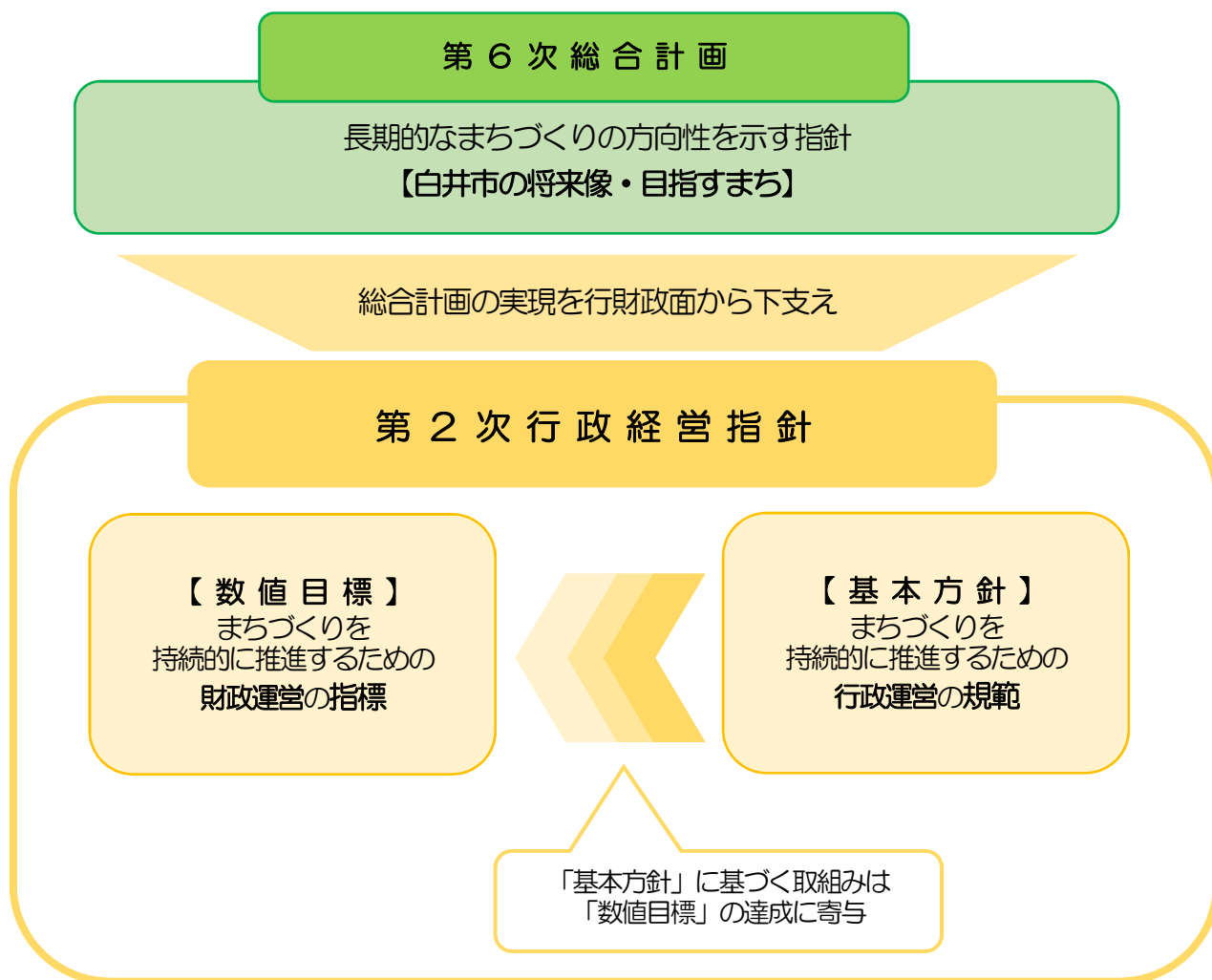


図 行政経営指針の位置付け・構成

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)
第 6 次 総 合 計 画									
基 本 構 想 令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）									
前期基本計画・実施計画 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）					後期基本計画・実施計画 令和13年度（2031年度）～令和17年度（2035年度）				
第 2 次 行 政 経 営 指 針									

図 行政経営指針の期間

5 白井市の現状

(1) 市の人口

白井市の人口は、令和5年度（2023年度）時点で約62,000人となっており、昭和54年（1979年）の千葉ニュータウンの街開き当初に入居した団塊の世代[※]と団塊ジュニア世代[※]の人口比率が高い特徴があります。白井市全体の人口は、平成30年（2018年）をピークとして減少していますが、世帯数は核家族化などにより増加傾向にあり、1世帯当たりの人員数が減少しています。

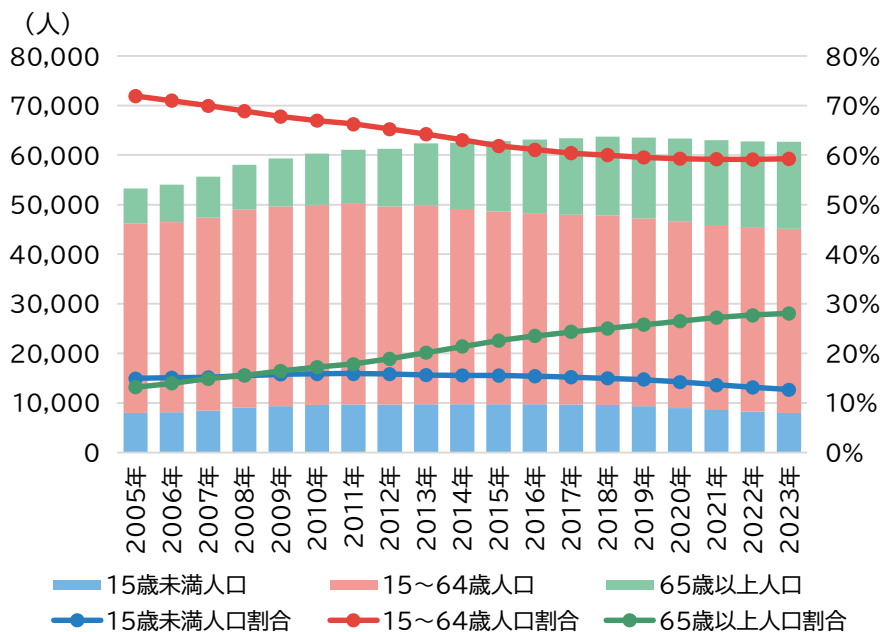
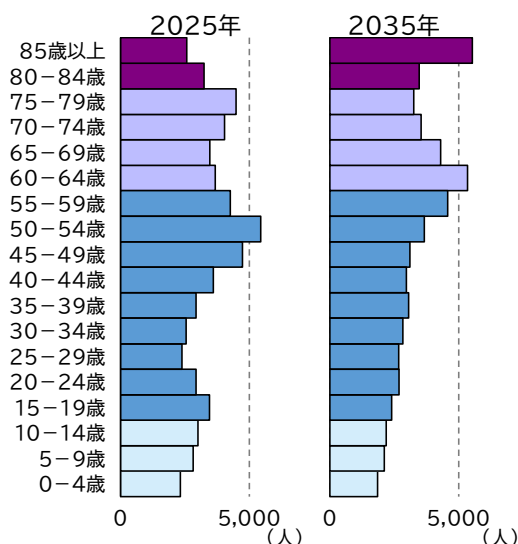
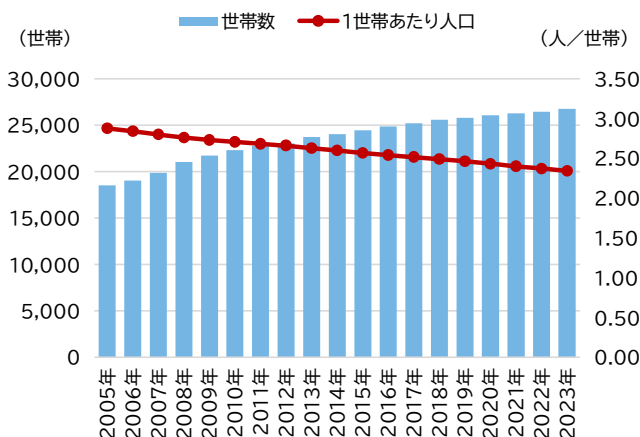


図 白井市の人口推移 (出典) 白井市「住民基本台帳」



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口(2023年推計)」

図 白井市の年齢5歳階級別人口（現在・将来）



(出典) 白井市「住民基本台帳」

図 白井市の世帯数・1世帯あたり人員数推移

※団塊の世代

戦後のベビーブーム期に生まれた世代を指し、通常、昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）生まれの世代をいう。

※団塊世代ジュニア世代

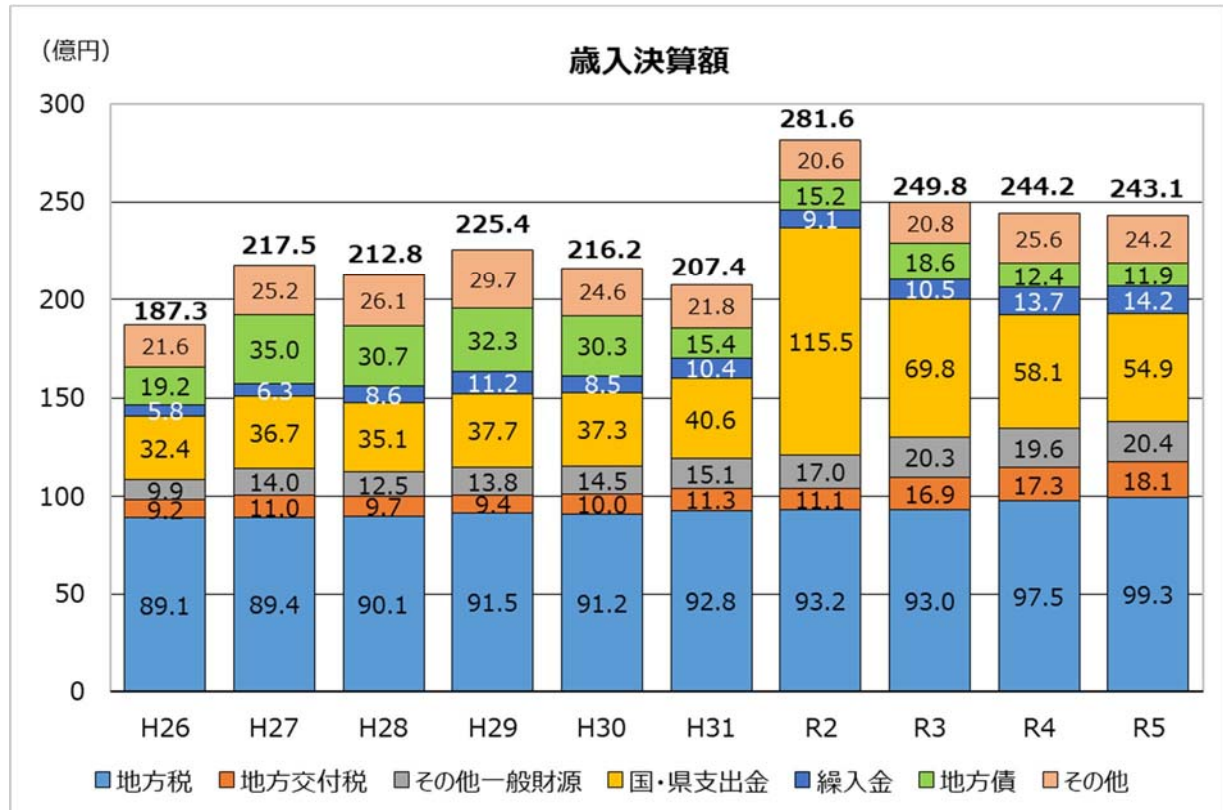
団塊の世代の子ども世代に当たり、通常、昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年）生まれの世代のこと。

(2) 財政状況（過去 10 年）

① 歳入決算額の推移

歳入総額は、平成 26 年度（187.3 億円）と令和 5 年度（243.1 億円）を比較すると、約 56 億円増加しています。

市の最大の財源である地方税（市税）は、平成 26 年度（89.1 億円）と令和 5 年度（99.3 億円）を比較すると約 10 億円増加していますが、歳入総額に占める割合で見ると約 47.6% から約 40.8%に減少しています。



※表示単位未満で四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります

(出典) 決算カード

〔用語〕

○地方税

市民や市内に事務所などを持つ法人などに課される税。市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などがある。

○地方交付税

全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国税（所得税、法人税、消費税等）の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するもの

○一般財源

使用が限定されず、どのような経費にも使用できる財源のこと。

○その他一般財源

地方税と地方交付税以外の一般財源。地方譲与税、地方消費税交付金、法人事業税交付金などが含まれる。

○国・県支出金

国や県が市町村に対して支出するお金。負担金、委託費、特定の施策の奨励や財政援助のための補助金などがある。

○地方債 …市の借金

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務（借金）で、その履行（返済）が1会計年度を超えて行われるもののこと。

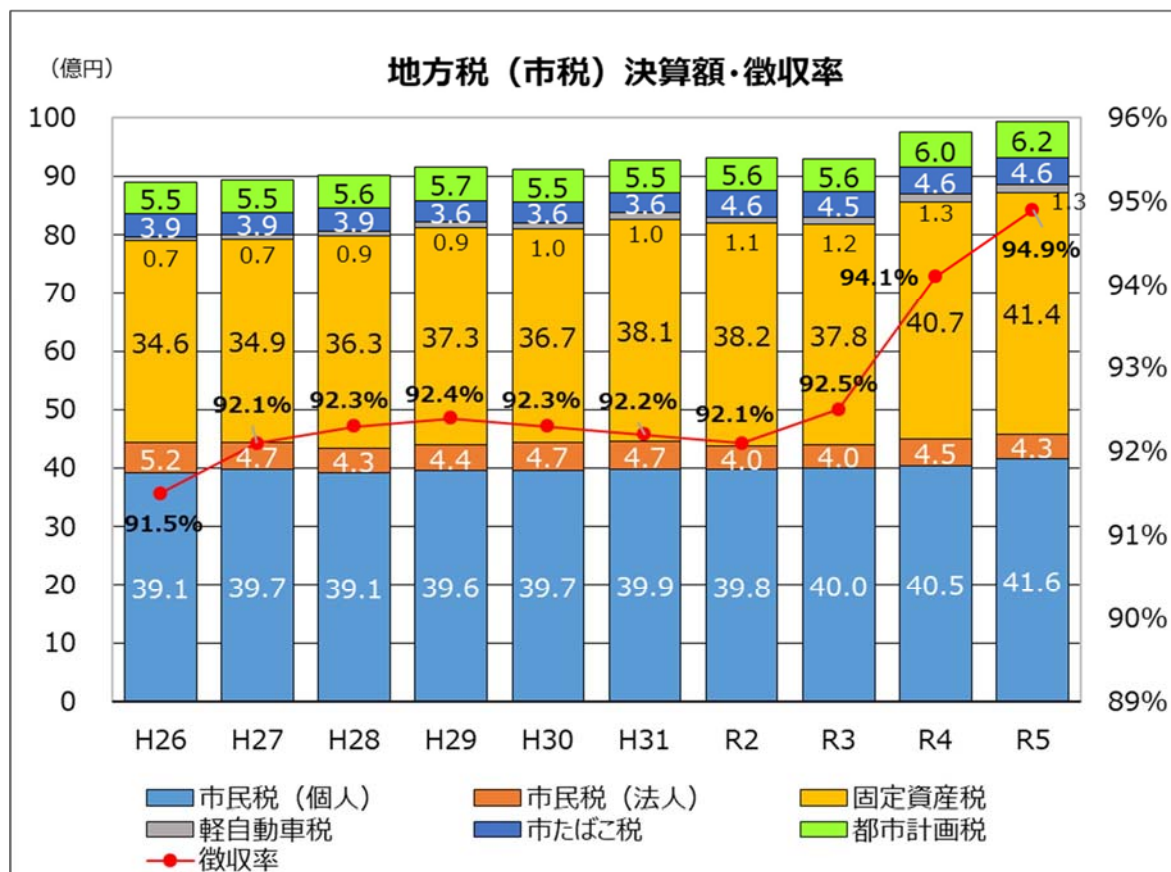
○その他

使用料、手数料、諸収入など

② 地方税（市税）決算額・徴収率の推移

地方税（市税）の大半を占める個人市民税と固定資産税の収入合計額は、平成26年度（約73.7億円）と令和5年度（83.0億円）を比較すると、約9億円の増加となっています。

また、市税の徴収率は、令和4年度から預貯金などの換価性の高い債権の差押えを強化したことなどにより、上昇傾向にあります。県内市町村の平均（R5：97.5%）を下回っている状況にあります。



（出典）決算カード

〔用語〕

○市民税（個人）

前年1年間の給与、商店経営による売上げ、アパート等の賃貸料、株式等の譲渡益などの所得に対して課される税。原則として1月1日現在の住所地で課税される。

○市民税（法人）

市内に事務所や事業所等がある法人に対して課される税。法人の収益に応じて計算される法人税割と、法人の規模によって課される均等割を合算して算出する。

○固定資産税

土地、家屋（住宅、店舗、工場、事務所等）、償却資産（事業のために用いる構築物・機械等）を対象として、その価格に応じて、毎年1月1日現在の所有者に賦課される税。

○軽自動車税

毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車等の所有者に賦課される税

○市たばこ税

たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（外国産たばこの輸入を取り扱う者）又は卸売販売業者が市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対し、たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者に課される税

○都市計画税

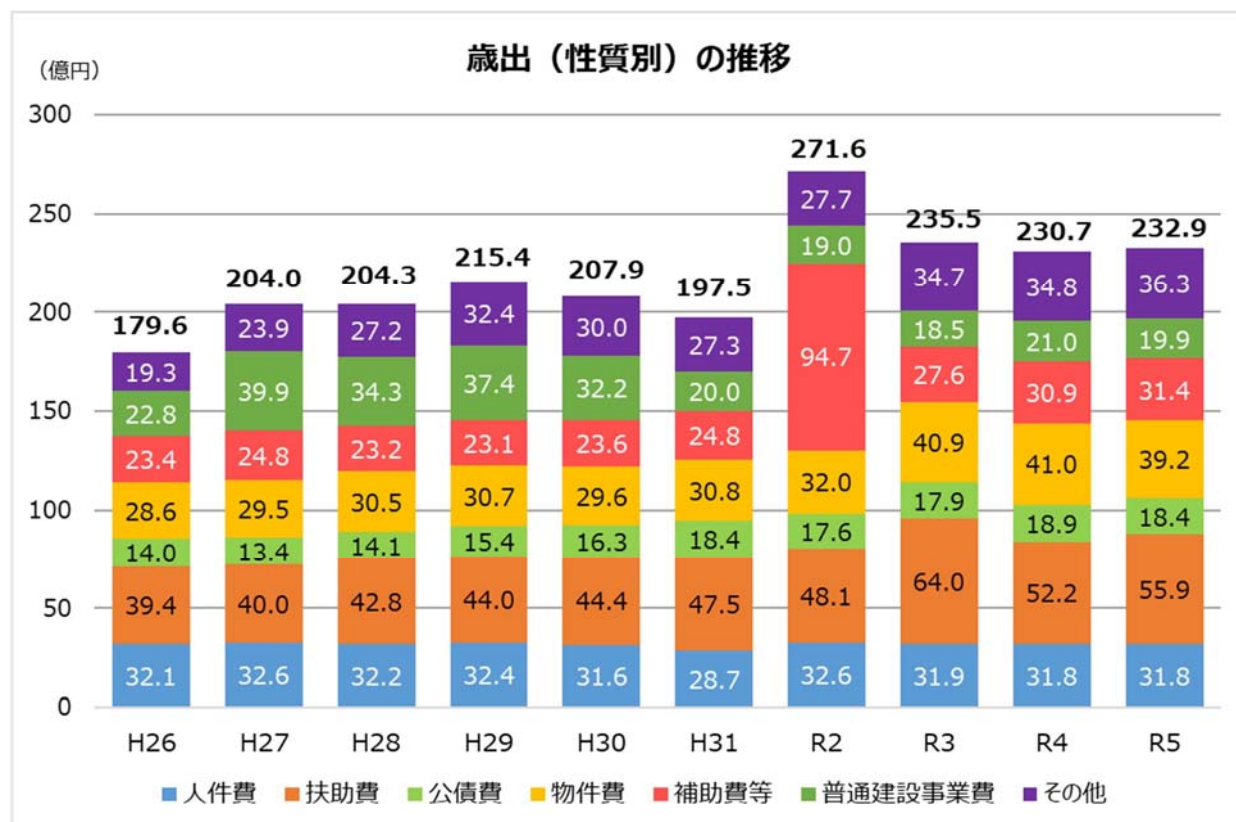
街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日現在に所有する方に土地及び家屋の価格に応じて課される税

③ 歳出決算額（性質別歳出）の推移

歳出決算額の総額は、平成26年度（179.6億円）と令和5年度（232.9億円）を比較すると、約53億円増加しています。

平成26年度と令和5年度の性質別の決算額を比較すると、扶助費の額が最も増加しており（16.5億円増：約1.4倍）、物件費（10.6億円増：約1.4倍）、補助費等（8.0億円増：約1.3倍）がそれに続いています。

また、支出が義務づけられている義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については、平成26年度（85.5億円）と令和5年度（106.1億円）を比較すると、約21億円増加しています。



※表示単位未満で四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合があります

(出典) 決算カード

【用語】

○性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類。義務的経費、投資的経費、その他の経費に大別することができる。

○人件費

職員の給与や議員、特別職の職員への報酬などの費用。

○扶助費

社会保障制度の一環として現金や物品などの支給に係る費用。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、子ども医療費の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。

○公債費

市債（地方債）の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための費用。

○物件費

人件費、扶助費、維持補修費などを除く、消費的な費用（支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わるもの）の総称。旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料などが含まれる。

○補助費等

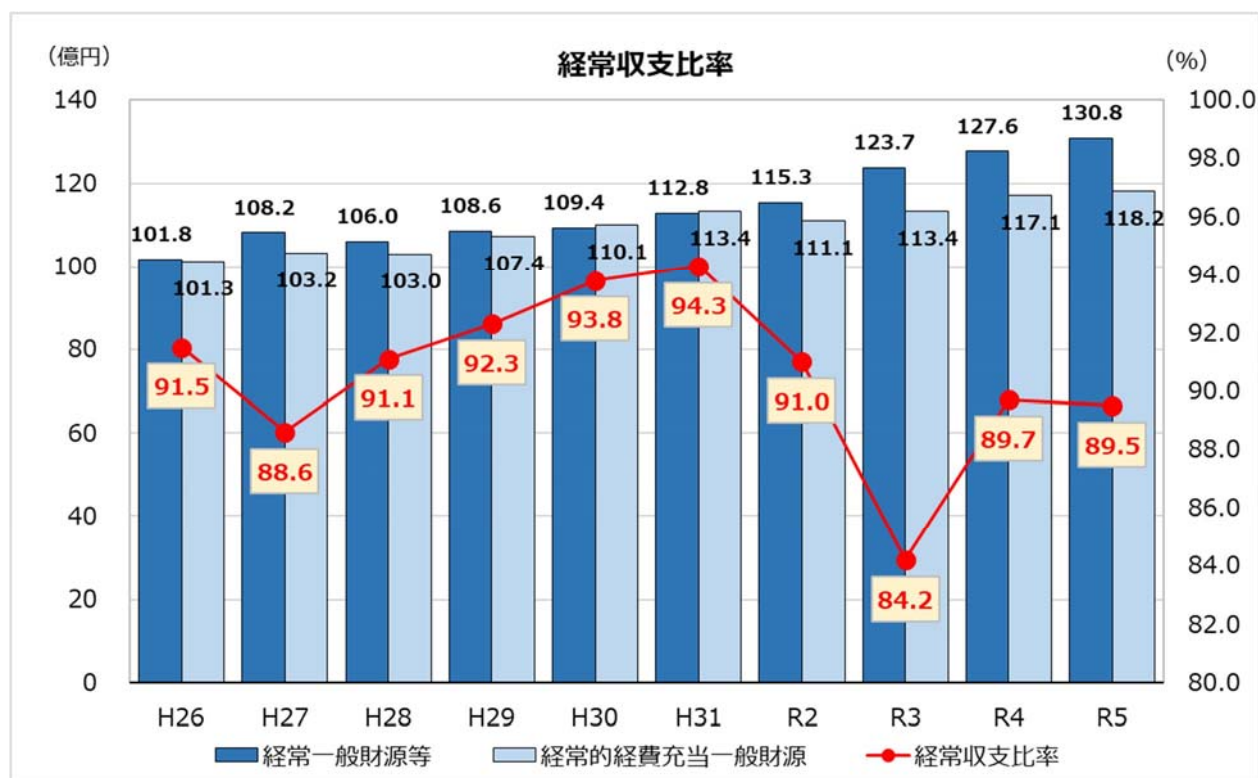
市が市内の団体などに補助するために交付するお金（補助金）の他に、一部事務組合負担金、報償費などが含まれる。

○普通建設事業費

道路や施設の新設、増改築などの建設事業に要する費用。工事請負費、施工監理委託料のほか、資産形成に係る補助金や人件費なども含まれる。

④ 経常収支比率の推移

経常収支比率は、平成 26 年度から令和 2 年度にかけてはほぼ毎年度、90%を上回る水準となっていました。令和 3 年度以降は、地方税や地方交付税などの経常一般財源等が増加傾向にあり、3年連続で 80%台に改善されました。



(出典) 決算カード

〔用語〕

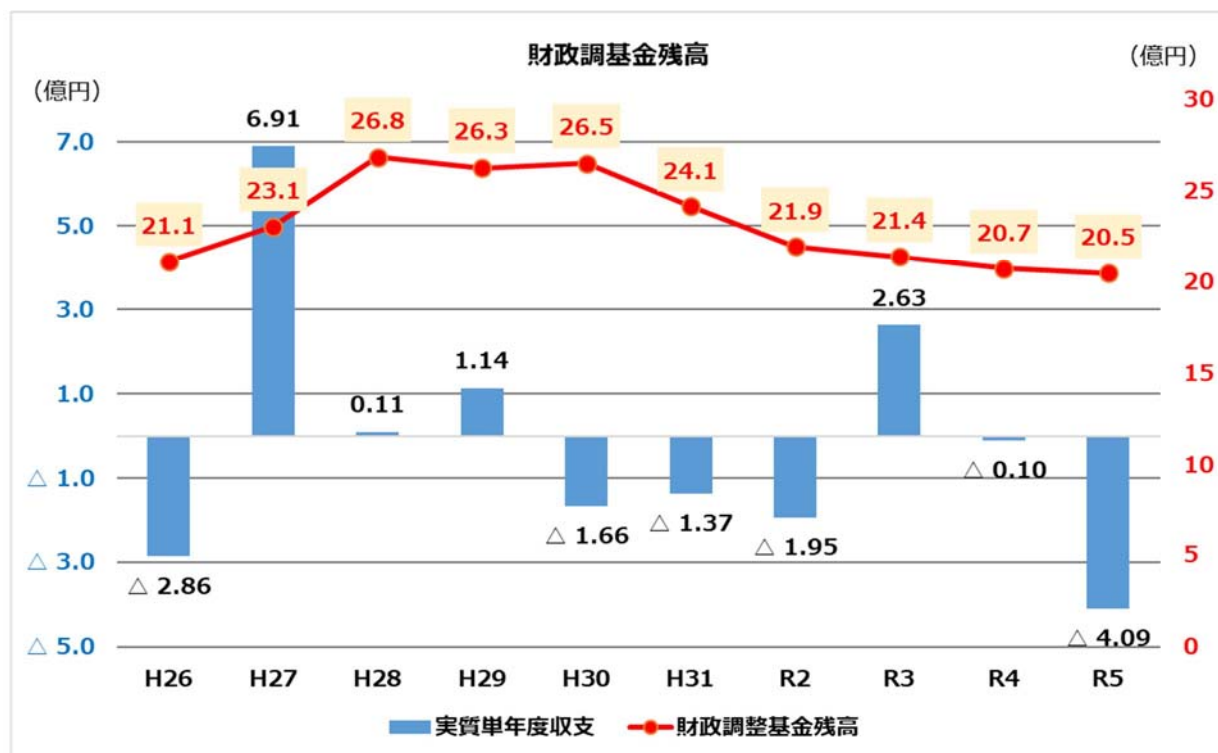
○経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、地方税、地方交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）がどの程度充当されているかを示した比率。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

⑤ 財政調整基金残高・実質単年度収支の推移

実質単年度収支は、平成27年度は消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増などにより6.91億円の黒字でしたが、平成30年度からほぼ毎年度マイナス収支となっており、令和5年度は扶助費や介護保険特別会計などへの繰出金の増などにより、過去10年で最大の4.09億円の赤字となりました。

地方税を始めとする一般財源は増加傾向にある一方で、義務的経費や物件費などがそれ以上に増加しており、必要な財源を補うため、財政調整基金を取り崩す状況が続いていることから、基金残高が年々減少している状況にあります。



(出典) 決算カード

【用語】

○財政調整基金 …市の貯金

年度間の財源の不均衡や災害などの不測の事態に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金（貯金）のこと。

○実質単年度収支

単年度の歳入と歳出の差額である「単年度収支」に、財政調整基金（貯金）の積立てや取崩しの額、地方債の繰上げ償還額などを加減して、実質的な収支を把握するための指標。

《白井市における財政調整基金への積立て・取崩しの考え方》

地方財政法第7条では、各会計年度において決算剰余金が生じた場合は、剰余金の1/2以上の額を翌々年度までに積み立てるか、又は、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないことが定められており、白井市の場合、剰余金の1/2以上の額を翌年度に財政調整基金に積み立てています。

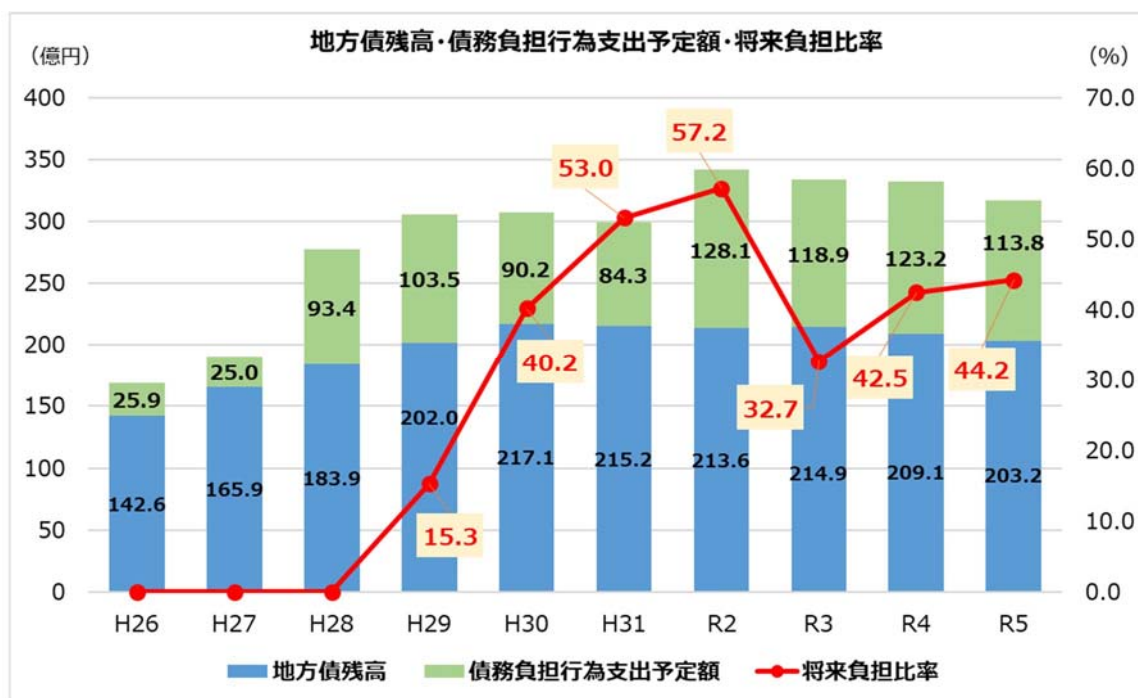
また、各年度の予算編成において必要な財源が不足する場合は、第1次指針の数値目標である20億円以上の基金残高を維持することを念頭に、取崩しを行ってきました。

⑥ 地方債残高・債務負担行為支出予定額・将来負担比率の推移

地方債残高は、庁舎の整備（平成 28・29 年度）、学校給食共同調理場の建替（平成 30 年度）により増加しましたが、令和 2 年度以降は減少傾向にあります。

債務負担行為支出予定額は、小中学校における空調設備（平成 30 年度～）や学習用タブレット（令和 2 年度～）のリース、PFI 方式による学校給食センターの運営（平成 28 年度～）に係るものが大部分を占めており、近年は横ばいとなっています。

地方債と債務負担行為支出予定額の合計額は、令和 2 年度以降は減少傾向にありますが、将来負担比率については、財政調整基金の減少により、令和 3 年度から増加傾向にあります。



(出典) 決算カード

【用語】

○地方債（再掲） …市の借金

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務（借金）で、その履行（返済）が1会計年度を超えて行われるもののこと。借入金の用途は、公共施設等の建設事業費や土地の購入費や、公営企業（水道事業など）に要する経費に限定されている。

○債務負担行為

1つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても負担（支出）をしなければならない場合、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておく（議会で議決を得ておく）こと。

○将来負担比率 …家計のイメージで言うと、年収に対してローンがどれくらいあるか

現在抱えている負債（地方債など）の大きさを、その地方公共団体の財政規模（標準財政規模）に対する割合で表した比率。比率が350%以上となった場合、財政の健全化を早期に図る必要があり、そのための計画を策定し、議会で議決を得ることなどが法律により義務付けられている。

(3) 公共施設

市の公共施設（建築系）は、令和5年度末時点で、全体の数が149施設、延床面積が約15万3千㎡となっています。延床面積の構成割合が最も高いのは学校教育系施設（小中学校・給食センターなど）で、全体の過半数を超える62.5%を占め、行政系施設（庁舎など）が8.6%、社会教育系施設（公民館、図書館、博物館など）が7.7%となっています。

平成28年度時点では、大規模な修繕や改修の必要性が高まる築30年以上を経過した施設（延床面積）が全体の56.8%を占めており、10年後（令和8年度）には築30年以上の建築物がさらに増加し、全体の87.0%となる見込みでした（下図）。

その後、平成28・29年度に市役所庁舎（行政系施設）の整備（減築改修+新築）、平成29・30年度には学校給食共同調理場（学校教育系施設）の新築建替え、各小中学校施設の長寿命化工事などを行ってきたところですが、今後も、一定の築年数を経過した施設の老朽化対策を順次進めていく必要があります。

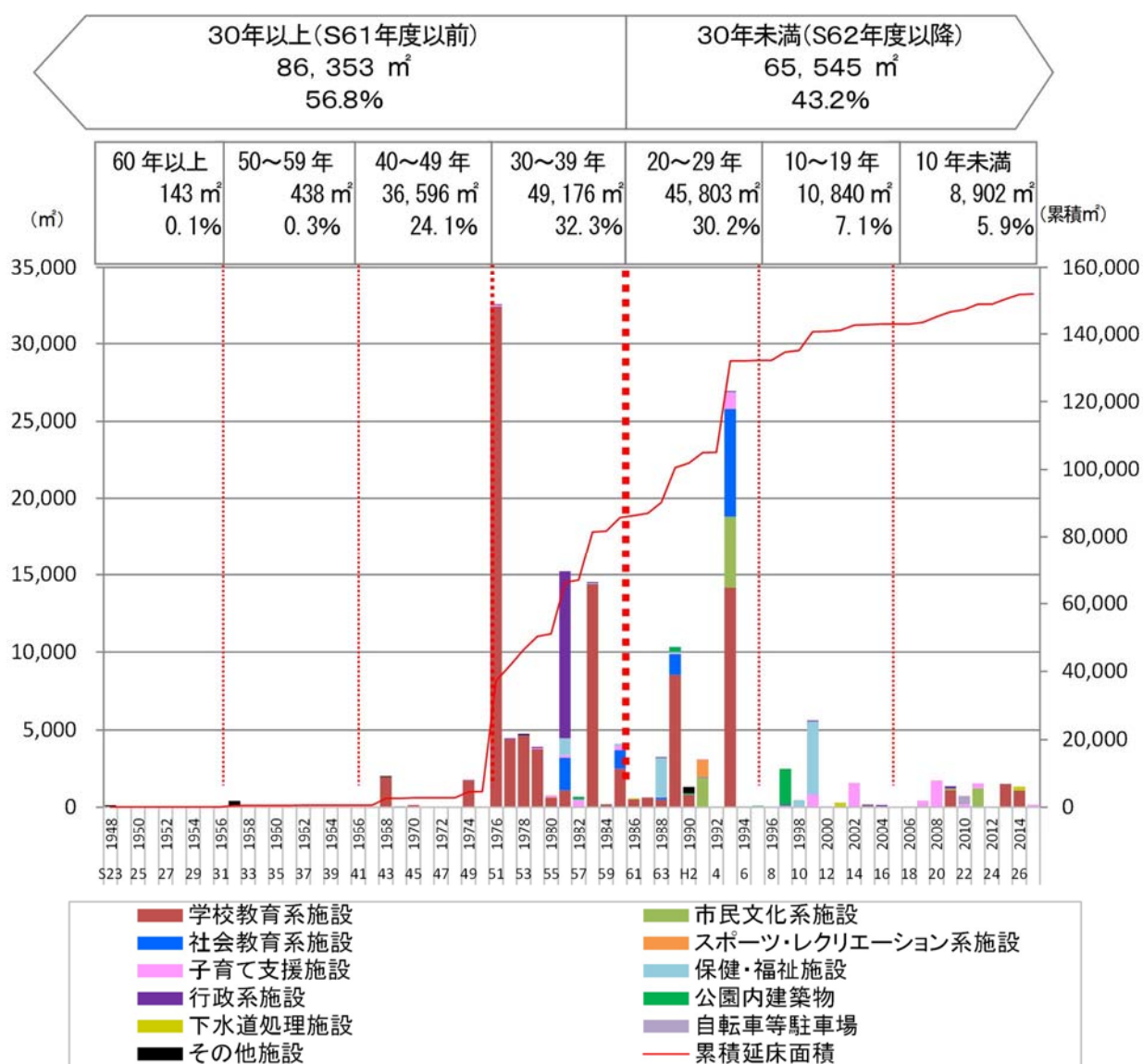


図 建築年度別・用途分類別延床面積（平成27年度末時点）

〔出典〕白井市公共施設等総合管理計画

(4) 組織体制

市の組織体制は、変化する社会状況や行政課題に適切に対応できる組織づくりのため、毎年見直しを行っており、近年においては、下記のとおりとなっています。

【組織体制の主な見直し実績（R3～R7）】

- 班制（スタッフ制）から係制（係長の設置）への移行（R3）・課長補佐職の設置（R6）
⇒ マネジメント体制の強化と管理職候補人材の養成
- デジタル担当組織の設置（R5）
⇒ 国が進めるシステム標準化への対応、DXの機運の高まり
- 「企業誘致推進室」の設置（R4）、市長直属の「未来創造戦略室」への改組（R6）
⇒ スピード感を持った企業誘致、新たな産業創出等の推進
- 「文化センター大規模改修準備室」の設置（R6）
⇒ 時限的な行政課題（大規模公共施設の老朽化）に対応する専門部署の設置
- 人事課の設置（R6）
⇒ 独立組織化による職員の採用・育成や働き方改革の推進などの人事・労務政策の強化
- 「若い世代定住促進班」の設置（R7）
⇒ 人口減少対策への取り組み、関係人口の創出

【組織体制（R7 年度現在）】

部	課等
（市長直属）	未来創造戦略室
総務部	総務課 人事課 秘書課 公共施設マネジメント課 危機管理課
企画財政部	企画政策課 財政課 課税課 収税課
市民環境経済部	市民活動支援課 市民課 環境課 産業振興課
福祉部	社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課
健康子ども部	子育て支援課 保育課 健康課 保険年金課
都市建設部	都市計画課 建築宅地課 道路課 上下水道課
教育委員会（教育部）	教育総務課 学校政策課 教育支援課 生涯学習課 文化センター
その他の組織	会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会、選挙管理委員会

※課に相当する組織の数…35 部署

(5) 職員

市の職員数は、「白井市定員管理指針」において、令和2年度からの10年間の職員数の目標値を定め、財政状況を考慮した管理をしてきました。

令和2年度から令和6年度にかけては、職員の全体数はほぼ横ばいとなっています(図1)が、ニュータウン開発期に大量採用した職員の定年退職や、過去の行政改革における職員採用の抑制などの影響により、年代別の構成比(図2)に変化が見られ、特に40歳～45歳の割合においてそれが顕著となっています。また、36歳～39歳の職員の割合が、他の年代と比較して低くなっています。

図1 職員数の推移

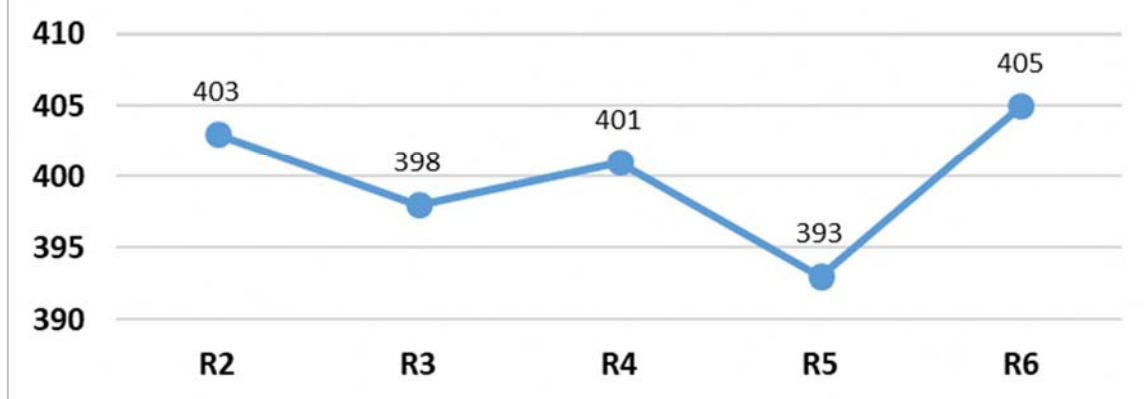
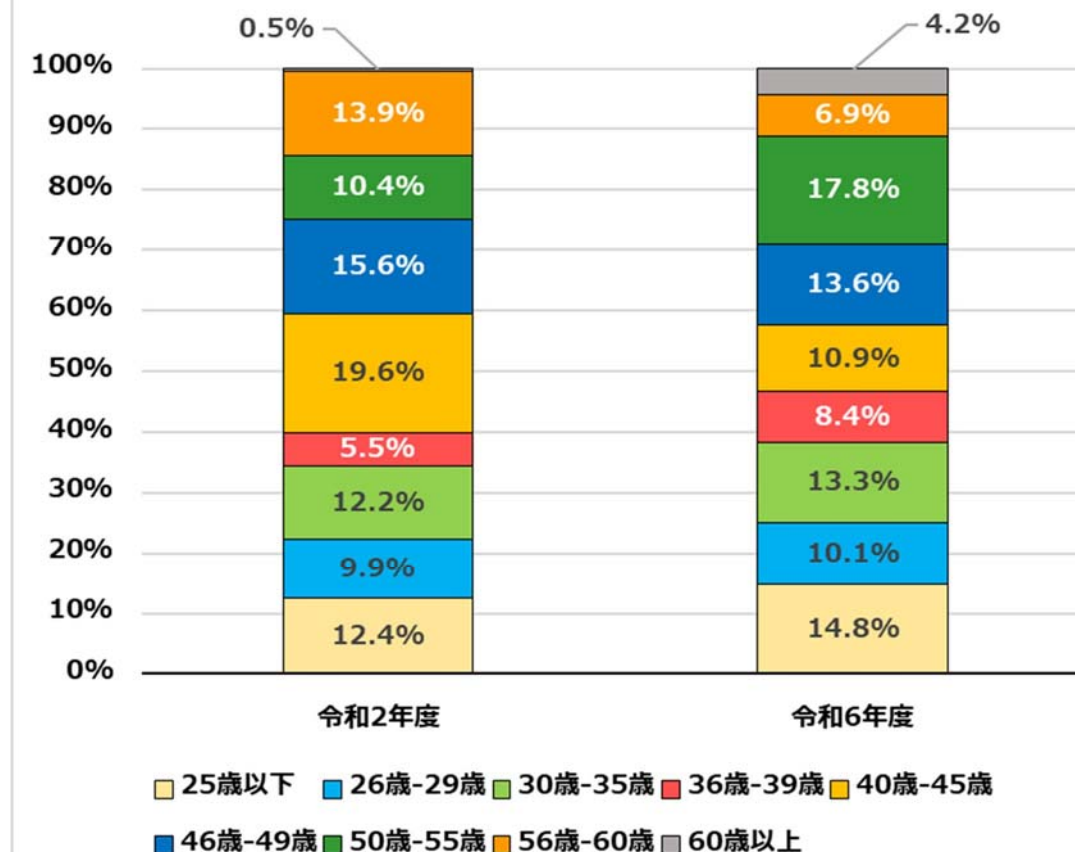


図2 職員年代別構成比



(出典) 給与実態調査

6 数値目標

(1) 第1次指針における数値目標と実績

第1次指針においては、持続的な行財政運営を推進するために、次の3つの財政運営の指標について、その数値目標を定めた上で、基本方針に基づく取組みを行ってきました。

《第1次指針における指標とその設定における視点》

指標1 経常収支比率

…財政状況が硬直的になっていないか、弾力的（自由）に使えるお金があるか

指標2 財政調整基金残高

…災害などの不測の事態に備えた財政対応ができるか、財政的余力があるか

指標3 地方債残高

…将来世代に負担（借金）を残さず、健全な白井市を引き継ぐことができるか

《数値目標・実績（令和6年度末時点）》

年度		経常収支比率	財政調整基金残高	地方債残高
令和2年度 (中間年度)	実績	91.0%	約21億9千万円	約213億円
	数値目標	90%以下	20億円以上	200億円以下
令和5年度	実績	89.5%	約20億4千万円	約203億円
令和6年度	実績	※未確定	約16億2千万円	約197億円
令和7年度 (最終年度)	数値目標	90%以下	20億円以上	190億円以下

経常収支比率については、地方税や地方交付税などの経常一般財源が増加傾向にあり、令和3年度から3年連続で目標である90%以下となり、改善されました。

財政調整基金残高については、令和5年度までは目標である20億円以上を維持していましたが、扶助費や物価高騰、人件費の増加の影響を受け、令和6年度末には約16億円で減少しました。

地方債残高については、地方債の役割※を鑑み、公共施設や道路等の老朽化対策などにおける財源として活用してきたことから、令和5年度時点で約203億円となっています。

※地方債の主な役割

① 支出と収入の年度間調整

公共施設の建設事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債により所要資金を調達することにより、事業の円滑な執行を確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有し、計画的な財政運営を行うことを可能にする。

② 住民負担の世代間の公平のための調整

公共施設は現世代の市民だけでなく将来世代の市民も使用できる財産であるが、その年度に納付された税金だけでなく地方債を活用し施設整備を行うことで、地方債の償還を通じて、将来的に便益を受けることとなる後世代の市民と現世代の市民との間の負担を公平にすることを可能にする。

(2) 今後の財政状況の見通し

① 財政調整基金残高

市では令和6年2月に、第6次総合計画を策定するための基礎資料とするため、令和8年度（2023年度）からの10年間の財政推計（以下「R6 財政推計」といいます。）を策定していますが、R6 財政推計における財政調整基金残高の推計額は、令和8年度末には20億円を下回るものの、第6次総合計画の中間年度である令和12年度末時点で17.26億円を維持できる見込みとなっていました。（表1）

しかしながら、すでに令和6年度末時点で、推計値の20.26億円を大きく下回る16.03億円となり、マイナス4.23億円のかい離が生じることとなりました。

このかい離額をR6 財政推計における財政調整基金残高の推計値に反映させると、令和12年度末には13.03億円、標準財政規模（推計値）から見た比率にすると9.4%まで減少することが見込まれます。（表2）

表1 第6次総合計画策定の基礎資料としての財政推計（令和6年2月策定）

※R13年度以降は参考値のため省略 【百万円】

科目		第5次総合計画			第6次総合計画				
		後期基本計画期間			前期基本計画期間				
		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
歳入	地方税	9,889	9,930	9,962	10,421	10,896	10,965	11,088	10,972
	地方交付税	1,816	2,085	2,069	1,840	1,602	1,567	1,506	1,564
	国庫支出金	3,563	3,158	3,820	3,558	3,275	3,317	3,320	3,331
	県支出金	1,419	1,485	1,521	1,468	1,488	1,529	1,523	1,542
	地方債	1,274	1,133	1,579	1,309	1,120	2,519	2,933	966
	繰入金・繰越金	2,624	2,567	2,260	2,320	2,079	1,897	2,172	1,864
	そのほか	3,079	3,060	3,028	3,035	3,034	3,040	3,044	3,057
	歳入合計	23,664	23,418	24,240	23,951	23,494	24,835	25,585	23,296
歳出	人件費	3,373	3,697	3,766	3,823	3,887	3,914	3,955	3,989
	物件費	4,240	4,033	4,070	4,060	3,903	4,045	4,056	3,952
	扶助費	5,007	5,041	5,241	5,253	5,269	5,289	5,315	5,344
	補助費等	2,929	2,896	2,990	3,280	3,330	2,640	2,789	2,818
	普通建設事業費	1,513	1,614	2,375	1,808	1,368	3,068	3,472	1,204
	公債費	1,841	1,821	1,845	1,870	1,857	1,808	1,797	1,764
	そのほか	3,430	3,192	3,031	2,955	2,972	2,980	3,117	3,163
	歳出合計	22,333	22,295	23,318	23,049	22,587	23,744	24,500	22,233
歳入歳出差引額		1,331	1,123	922	902	907	1,091	1,085	1,063
財政調整基金年度末残高		2,046	2,026	2,016	1,666	1,526	1,526	1,526	1,726

〔令和6年2月 企画政策課・財政課策定〕

表2 令和6年度実績を考慮した財政調整基金残高の推計

【百万円】

			R6								
標準財政規模（実績値）A			13,284	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
財政調整基金残高				標準財政規模（推計値）A	13,392	13,607	13,829	13,874	13,943	13,908	
財政調整基金残高				財政調整基金残高							
財政推計額	B	2,026	実績 を 考慮	財政推計額	B	2,016	1,666	1,526	1,526	1,526	1,726
（対標準財政規模比）B/A		15.3%		（対標準財政規模比）B/A		15.1%	12.2%	11.0%	11.0%	10.9%	12.4%
実績額	C	1,603		財政推計額（修正）C	1,593	1,243	1,103	1,103	1,103	1,303	
（対標準財政規模比）C/A		12.1%		（対標準財政規模比）C/A	11.9%	9.1%	8.0%	8.0%	7.9%	9.4%	
かい離額	C-B	△ 423		（かい離額：固定）C-B	△ 423	△ 423	△ 423	△ 423	△ 423	△ 423	

② 地方債残高・将来負担比率

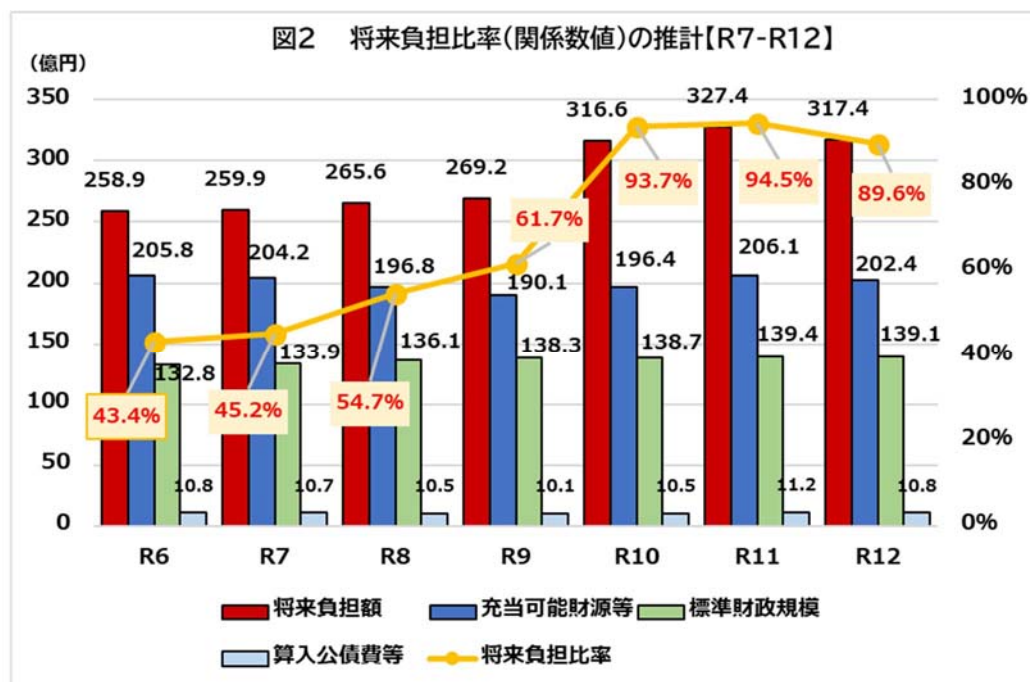
第1次指針においては、『将来世代に負担（借金）を残さない』という視点で「地方債残高」を指標としましたが、将来の財政負担としては他にも、借金ではないものの契約等により将来支払うことを約束している「債務負担行為」や、一部事務組合が行った事業による地方債などで市が負担すべきもの（組合負担金）などもあり、市が抱える負債の額（「将来負担額」）については、図1のような見込みとなります。

地方債残高（地方債現在高）については、200 億円程度に抑制していくことを見込んでいますが、一部事務組合における大規模事業※の実施に伴い、組合負担金（組合負担等見込額）の大幅な増加が見込まれることから、全体の負債（将来負担額）が増加し、令和 10 年度には 300 億円を超える見込みとなります。

※印西地区環境整備事業組合における次期中間処理施設整備事業



さらに、これらの負債から返済に充てることができる貯金（基金）などを除いた実質的な将来負担額が標準財政規模のどのくらいの割合かを表した指標である「将来負担比率」※で見た場合は、令和 11 年度をピークとして 90%を超えることが見込まれます。（図2）



※「将来負担比率」

現在抱えている負債（地方債など）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した比率で、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

《算定式》

$$\frac{\text{将来負担額【①】} - \text{充当可能財源等（充当可能基金額【②】 + 特定財源見込額【③】 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模【④】} - \text{算入公債費等（元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

①将来負担額 …公営企業や一部事務組合を含めて将来負担すべき実質的な債務

《将来負担額の算定対象となるもの》

地方債、債務負担行為に基づく支出予定額（地方債を財源とすることができる経費に係る額のみ）、一部事務組合等の地方債に係る当該団体の負担見込額 など

②充当可能基金額 …全ての基金のうち現金で所有している額

③特定財源見込額

…都市計画税（地方税）の収入のうち、将来負担の償還に充当できる額

④標準財政規模 …標準的な一般財源（≡自由に使えるお金）の規模

※実額ではなく、普通交付税の算定において算入される市税・譲与税・税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金の額（理論値）＋普通交付税・臨時財政対策債

基準財政需要額

将来負担額や標準財政規模の中で、地方交付税で交付される額

（分子）将来負担額のうち普通交付税で手当てされるものは市の実質的な負担ではないため除く。

（分母）標準財政規模に含まれる普通交付税のうち既に借りている地方債の返済のために手当された額は除く。

《国の基準（早期健全化基準）》

将来負担比率が350%以上となった場合、財政の健全化を図るための計画を策定し、議会で議決を得ることなどが法律により義務付けられている。

(3) 新たな指標と数値目標

令和8年度からの10年間は、第6次総合計画に掲げる『将来像』と『6つの目指すまち』を実現するため、具体的な施策と事業を推進していくことになりますが、新たな挑戦に取り組みつつも、市の財政においては、長期的な視点に立って、健全な財政状況を持続していくことが求められます。

第2次行政経営指針においては、第1次指針における指標と数値目標を定めた際の視点を継承したうえで、財政状況の現状と今後の見通しを考慮して、まちづくりを持続的に推進するための財政のあるべき姿・望ましい水準として、下記のとおり、新たな指標と数値目標を定めます。

市は、この数値目標を念頭に置き、中長期的な視点に立った予算編成や、総合計画を始めとした各種の施策・事業の推進や見直しなどを行います。

指 標		数値目標		指標の設定における視点
		令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	
指標1	財政調整基金残高	標準財政規模の 10%以上 (※1)	標準財政規模の 10%以上 〔参考数値 ※3〕	災害などの不測の事態に備えた財政対応ができるか
指標2	将来負担比率	90%未満 (※2)	80%未満 〔参考数値 ※3〕	- 将来世代に負担を残さず、健全な白井市を引き継ぐことができるか - 将来的な財政の硬直化の可能性が低い

※1 令和8年度以降、一般的に適正とされる標準財政規模の10%を下回る見通しであることから、令和12年度までに10%以上となることを目指します。

《参考》 標準財政規模（推計値）から見た比率に応じた財政調整基金残高の額

(円)						
	R7	R8	R9	R10	R11	R12
標準財政規模（推計値）A	133.9億	136.0億	138.2億	138.7億	139.4億	139.0億
財政調整基金残高						
A×10%	13.3億	13.6億	13.8億	13.8億	13.9億	13.9億
A×12.5%	16.7億	17.0億	17.2億	17.3億	17.4億	17.3億
A×15%	20.0億	20.4億	20.7億	20.8億	20.9億	20.8億

※2 国の早期健全化基準は350%ですが、ピーク時には90%を超える見込みであることから、令和12年度時点において90%未満を堅持することを目指します。

(参考：令和5年度決算は、全国市区のうち79.6%の団体が50%未満、16.5%の団体が50%以上100%未満)

※3 令和17年度の数値目標については参考値とし、前期計画期間の財政状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを前提としたものとします。

《補助指標》 経常収支比率

第1次指針の指標である「経常収支比率」については、単年度の経常的な収入と経常的な支出の決算額により、当該年度の財政構造の弾力性（硬直性）を測る重要な指標ですが、第2次行政経営指針においては、より長期的な視点で将来的な財政の硬直の可能性を見通す指標である「将来負担比率」を新たな指標とします。

第2次行政経営指針においては、経常収支比率は補助的な指標とし、引き続き注視していくこととします。

7 基本方針

第1次指針においては、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」という3つの基本方針を定め、基本方針に基づく取組みを行ってきました。

この3つの基本方針の背景にある理念や考え方は、白井市が目指すまちの将来像の実現に向けて、挑戦的な施策や事業を展開していくため、そして、将来に渡り行政運営を持続可能なものとするために、今後も重要になるものです。

第2次行政経営指針においては、第1次指針の基本方針を継承しつつ、市の現状や社会情勢を踏まえ、まちづくりを持続的に推進するための行政運営の規範（行政として必要な理念、考え方）として、次のとおり、3つの「基本方針」と、「基本方針に共通して持つべき視点」を定めます。

基本方針1 **市民自治のまちづくり**

基本方針2 **持続可能な行財政運営**

基本方針3 **組織力の向上**

《基本方針に共通して持つべき視点》 **DXの推進**

基本方針1「市民自治のまちづくり」は、行政運営を持続可能なものとするための起点となる規範です。

市は、基本方針1を念頭に置き、まちづくりにおける行政の役割を常に捉え直しながら、基本方針2「持続可能な行財政運営」と基本方針3「組織力の向上」に基づき、総合計画を始めとした各種の施策・事業の推進において、様々な行政資源の活用・配分を行います。

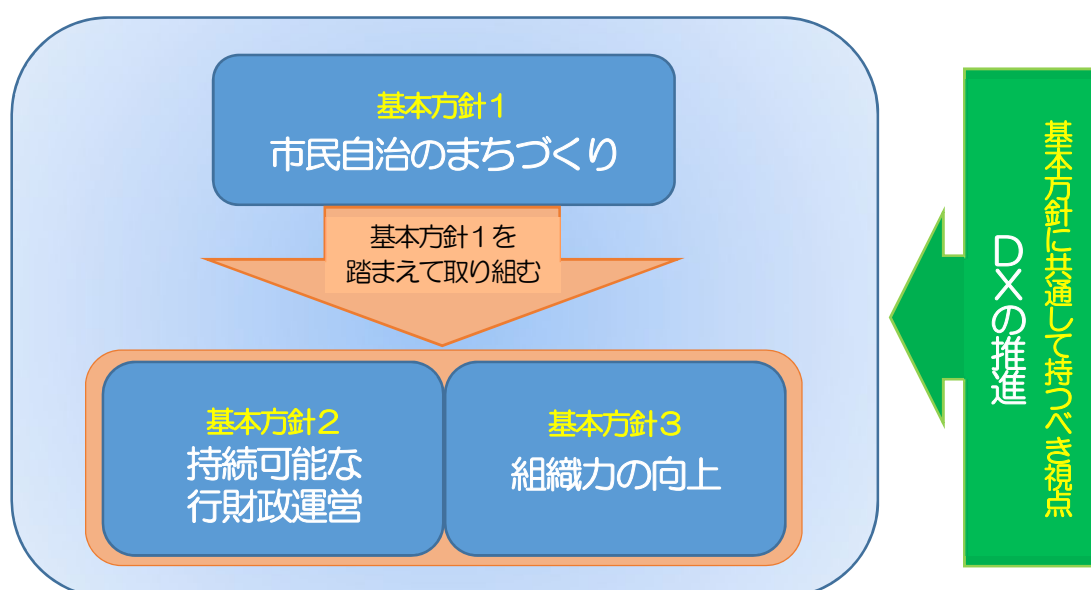


図 基本方針・視点の全体像

基本方針1 市民自治のまちづくり

本格的な人口減少と少子化・高齢化が進展し、個人の価値観や地域の課題が複雑・多様化していますが、それに対応するための行政が持つ財政資源、人的資源には限りがあります。

白井市が目指すまちの将来像を実現するためには、「市民自治」という考え方を重視した上で、限られた行政資源をより効率的・効果的に活用することが重要です。

「市民自治」とは、まちづくりの主体が市民であることを原点とするものであり、市民が自分たちの考えを自分たちで話し合い、行政と話し合い、様々な検討のもとに多角的な公共的活動をつくり出していくものです。

行政は、市民や地域、市民活動団体、民間企業や教育機関などの多様な主体（以下「市民等」といいます。）が自立的に活動することを尊重するとともに、市民等において実践が困難で、公共性の高いものについては、「補完性の原理※」の考え方に基づき、行政が補完・支援をしていくことが必要となります。

市民等は、自分たちにできることを考え、多角的な連携・協力を図りながら実践する（自助・共助）とともに、行政は自助や共助の現状と可能性を踏まえながら、課題解決に向けた取り組みを行います（公助）。今後、自助・共助・公助の境界線が流動化していくことが予想されるだけに、行政は必要最小限度の公助を保障した上で、市民等と行政の役割分担を常に捉え直しながら、連携・協働のまちづくりに努めます。

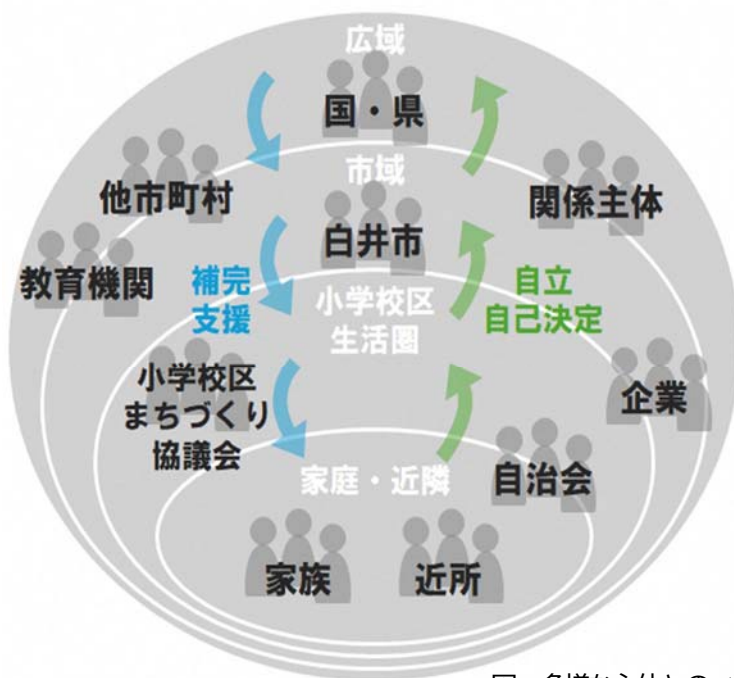


図 多様な主体との＜連携・協働＞イメージ
〔出典：白井市第6次総合計画基本構想〕

※補完性の原理

より身近な単位の自主性・自立性を最大限に尊重し、対応が困難な事柄については、より大きな単位が補完・支援をすることを原則とする考え方。各単位（個人・家族、近隣社会・地域コミュニティ、市民活動団体・民間企業、基礎自治体、広域自治体など）の相互関係のあり方を導き、それぞれの権限や役割を見直す基準として用いられている。

1. 市民参加・協働の充実

まちづくりの主役は、市民です。行政が担っている部分は一部でしかありません。

行政が市民を巻き込むだけでなく、行政が市民の活動に巻き込まれていくことも重要です。

その考え方を具現化するためには、第一に、市民が自分たちでできることを考え、地域の諸活動に参加していくことによって、市民力が活かされることが必要です。

第二に、市民が行政活動のさまざまな過程に参加していくことによって、市民の意思と知恵が行政活動に活かされていくことが必要です。

第三に、市民と行政が対話しながら一緒にまちをつくるという理念の下に、互いの立場や役割などを認め合い、協働してまちづくりを進めていくことも必要です。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 「白井市市民参加条例」により、市民参加の活性化を進めます。
- ② 公益的な市民活動を持続するために、必要な支援を行います。
- ③ 市民と積極的な対話を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。
- ④ 市民参加の一環として、公益的な市民活動への寄付制度など、市民が市民を支える仕組みづくりを模索します。

2. 地域コミュニティづくりの推進

個人の価値観の多様化やコミュニティ意識の希薄化、少子高齢化の進行などに伴い、全国的にも地域コミュニティの維持が厳しくなる中、白井市においても、平成26年度から令和5年度までの10年間で、地域コミュニティの基本組織である自治会の加入率が約8%（67.8%→59.4%）低下し、人数にすると約5千人（約4万2千人→約3万7千人）減少する状況となっています。

地域コミュニティの重要性を示す例として、阪神淡路大震災では、地震発生直後、一時的に家屋に閉じ込められた被災者のうち、自衛隊や警察、消防などの行政機関によって救助された人の割合は全体の2割程度であり、残りの8割にあたる人は、近隣住民によって救出されました。また、震災後においても、普段から交流のある地域では、住民同士が助け合いながら避難所の共同生活を送ることにつながりやすかったこと、復興計画を立てる段階においても合意形成を図りやすかったことなどから、地域コミュニティの重要性が再評価されました。

これからの地域コミュニティは、地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が行き交う結節点として、多様な主体が地域の課題に分野横断的に取り組むことが求められています。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。
- ② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。
- ③ 各小学校区に配置した地域担当職員により、小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

3. 情報共有の徹底と可視化

白井市が目指すまちの将来像の実現のためには、多様な主体それぞれが持つ課題や資源に関する情報の共有が不可欠です。

情報を共有する際には、市民等と行政の情報共有、市民等相互の情報共有、行政内部の情報共有の3つの視点で取り組むことが重要です。

市民等と市の情報共有では、市は、まちの特性や課題に関する情報を発信するとともに、市民等がわかるように市民等にとってのコストと成果を明らかにすることが必要です。加えて、市民等と向き合い、声を聞き、市民等と市がまちの情報を相互に共有していくことも必要です。

市民等の情報共有では、市民等は、まちづくりを「自分事」として捉え、積極的な情報交換や話し合いを通じて、情報を相互に共有していくことが必要です。

行政内部の情報共有では、課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合いを行い、情報を相互に共有していくことが必要です。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 市民等の属性に適した提供手段を活用し、ニーズに応じた情報の充実・可視化を図ります。
- ② 出前講座・ワークショップの開催やICT（情報通信技術）の活用などにより、身近なところから双方向の情報の共有を進めます。
- ③ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくります。

基本方針2 持続可能な行財政運営

地方自治体は、人口減少や少子化・高齢化が進展し、今後の国全体の税収の見通しが不透明な中、行財政の効率化や地域の特性を積極的に活用したまちづくりを推進し、持続可能な行財政運営ができる財政基盤の確立が求められています。

持続可能な行財政運営を進めるためには、地方自治体が抱える課題について独自の政策をつくっていくことが求められています。その政策をつくる上で、「政策法務[※]と政策財務[※]」の考え方に基づき取り組む必要があります。

市は、国、県、市のそれぞれの役割を踏まえ、課題に対応した政策を立案し、中長期的な展望の下で将来の財政見通しを立て、まちづくりの財源を国や県に過度に依存することのない経営的な視点により、持続可能な行財政運営を目指します。

1. 財源の確保

白井市は、千葉ニュータウン事業の開発により、首都近郊のベッドタウンとして、昭和54年から人口が急激に増加し、それに伴い、税収は増え、財政力も高まり、安定した行財政運営を行ってきました。

しかしながら、近年の少子化・高齢化の進行とともに、平成30年をピークに人口減少が始まっており、今後、歳入面では税収の大半を占める個人市民税の減少が見込まれ、ますます財源の確保が厳しくなると予想されます。

今後は、市税等の徴収率の向上や「受益者負担[※]」の考え方に基づく使用料等の見直し、税収の向上に資する企業誘致などに加えて、既存の方法にとらわれずに、多様な方法により財源の確保を図ることが、より一層求められます。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。
- ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から定期的に見直しを行います。
- ③ 北総台地の強固な地盤を有し、首都圏空港から近く、交通利便性が高い白井市の地域特性や強みを活かし、企業等の進出を誘導します。
- ④ 国や県の補助金、市税のみならず、多様な方法による収入の確保を進めます。

※政策法務

現場の課題解決を政策によって具体化するために、独自の法令解釈や条例制定を行っていくこと。

※政策財務

限られた財源の中で政策を実現することを目指し、適切な予算の設定・執行・評価を行っていくこと。

※受益者負担

利用者が受けた行政サービスについて、その費用を税金ではなく、受益者（利益を受ける者）が負担すべきという考え方。

2. 歳出の抑制と財源の最適配分

持続可能な白井市を構築するにあたって、財政の健全化は必須です。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、近年こそ80%台を維持していますが、高齢化の進行などに伴う扶助費の増加や物価高騰の影響などにより、財源不足の状態は解消できていない状況にあることから、財政調整基金に頼らなければ、当初予算を編成できない財政運営が続いています。

今後も、同様の状況が続くことに加え、老朽化した公共施設の大規模改修などにより、地方債などの将来世代に渡る負担の増加も見込まれますが、そのような財政の現状や見通しの中でも、目指す将来像・まちの実現に向けた新たな事業への投資や、社会情勢の変化などにより生じる新たな行政課題にも対応していくことが求められます。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 地方債や債務負担などについては、将来負担比率を注視しながら、計画的に活用します。
- ② 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。
- ③ 市が単独の補助主体である補助金について、その対象や公益性、公平性、有効性などを検証し、定期的に見直しを行います。

3. 適材適所による事業主体の見直し

市では、これまで行政主体で行ってきた公共サービスについて、民間のノウハウを活かした行政運営を進めるため、窓口業務委託などさまざまな外部委託や指定管理者制度の導入などを行い、サービスの向上、コスト削減や業務効率の向上を図り、一定の成果を上げてきました。また、官民連携の取組みの一環として、様々な企業や大学などと包括連携協定を締結してきました。

今後も行政が持つ資源が限られる中で、市が担うべき役割を改めて見直しながら、「産官学連携※」など多様な主体との連携・協働の視点に立って、より効率的・効果的である事業主体を検討することが必要です。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 市が担うべき役割を改めて見直しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。
- ② 事業主体の選定にあたっては、官民連携手法の活用も含めて検討し、コストやサービスの質を比較した上で決定します。

※産官学連携

企業（産）、大学などの教育・研究機関（学）、政府や地方公共団体（官）が連携して、新しい技術の研究開発や事業の創出、製品の開発などを行うこと。

4. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

社会経済情勢などの変化、市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、市民ニーズは多種多様化し、行政サービスに求められる提供範囲は広がっています。

行政資源に限られる中、市民にとって必要な行政サービスを提供し、充実を図っていくためには、中長期的視点を持った上で、施策や事務事業の必要性、目的、事業主体、コスト、成果などを総合的に検証し、よりよい方向に改善していくための行政評価システムを機能させていくことが必要です。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 総合計画に基づき市が実施する事業を対象に、費用対効果を高めるための評価を行います。
- ② 評価に当たっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。
- ③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。
- ④ 市民の視点になって、その行政サービスの必要性を精査し、市民にとって必要性の低いものについては、勇気をもってやめる判断をします。

5. 将来を見据えた公共施設等の計画的な管理

白井市は、これまで千葉ニュータウン事業により人口が増加し、市民生活を支えるため、学校、や文化センターなどの建築系公共施設や、道路や上下水道などの土木系公共施設などの公共施設等を整備してきましたが、特定の時期に集中的に整備したことから、現在、様々な公共施設等において老朽化対策を行うべき時期が、同時期に訪れています。

今後、人口の減少、少子化・高齢化の進行により、財政状況がより厳しくなることが懸念される中、将来的に市民のニーズが変化していくことも予想され、市が所有する公共施設等の最適な配置や維持管理を計画的に進めていくことは、持続的なまちづくりや行財政運営を進める上で、重要な課題となっています。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます。
- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の長寿命化や最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。

基本方針3 組織力の向上

行政にとっての最大の資源は、職員です。

少子化・高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、社会全体で労働力の絶対量の不足が見込まれる中、市では、すでに職員の確保に苦慮しており、人材の確保と育成は大きな課題となっています。

一方、近年の新型コロナウイルス感染症の流行や、今後想定される首都直下地震などの自然災害、デジタル社会の進展など、社会状況が常に変化していく中でも、複雑・多様化する行政課題に適切に対応していかなければなりません。

市民のため、効率的・効果的に行政サービスを提供するという地方公共団体の責務を達成するため、必要な人的資源を確保し、職員の能力を最大限に引き出して循環させながら、持続可能な行政サービスの基盤となる組織としての力を向上させていきます。

1. 効率的・効果的な行政組織の構築

これまで、市では、変化する社会状況や行政課題に対応するため、既存組織の統廃合や新たな組織の設置を進めるとともに、部局横断的な課題に対しては、プロジェクトチーム制度などを活用して対応してきました。

今後も、限られた職員数の中で、様々な行政課題に対応しつつ、挑戦的な施策や事業を進めるためには、絶えず組織体制を見直すとともに、分野にとらわれず組織間で連携して取り組んでいくことが求められます。

また、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震などを教訓として、今後想定される大規模災害に対し、全庁的な危機管理体制を強化、充実していくことも重要です。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 限られた職員数で、必要な行政サービスを維持しつつ、目指すまちの将来像を実現するために最適な行政組織の構築に取り組みます。
- ② 新たな行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。
- ③ 部局横断的に解決すべき課題に対しては、プロジェクトチーム制度を活用するなど、分野にとらわれず全体で課題を共有・認識し、対応します。
- ④ ICTなどを活用して情報を整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。

2. 多様な人材の確保と育成

市では、近年、人件費の抑制を目的とした定員管理を行う中、土木・建築分野の専門人材の不足、ニュータウン開発期に大量採用した職員の定年退職や過去の採用抑制などの影響により、組織体制に応じた職員の適正な配置に苦慮している状況が続いています。一方、職員の育成においては、「目指すべき職員像」を定め、研修や人事評価を通じた職員の意欲・能力の向上や意識改革に取り組んできました。

不確実性が高まる社会状況の中で、複雑・多様化し、そして高度化していく社会や地域の課題に柔軟に対応していくためには、多様な人材を確保するとともに、職員一人ひとりの能力を高めていくことが、より一層求められています。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 職員採用に当たっては、多様な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。
- ② 職員採用のみならず、国の専門人材派遣制度や官民連携協定を活用するなど、外部人材の活用を検討し、進めます。
- ③ 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、計画的な研修の実施や外部への派遣などにより多様な人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。
- ④ 市民や地域、関係する人たちとの対話を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。
- ⑤ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。

3. 魅力のある職場づくり

社会全体で労働力の不足が見込まれる中で、人材確保の面においてはもちろん、採用した職員の定着のためには、働きたい、働き続けたいと思われる、魅力のある職場であることが必要です。

近年、民間企業だけでなく、行政においても、働き方改革を進めるために、テレワークやフレックスタイム制などを導入する自治体が増えつつあります。

仕事や生活のあり方に関する価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスを重視する人が増えている現在、勤務時間・勤務場所の柔軟な選択ができ、性別や年代にかかわらず育児や介護と仕事の両立をしやすくするための環境づくりや、既存の価値観にとらわれずに様々な挑戦や提案ができる職場の雰囲気や制度づくりなど、多様性を受容し、誰もが働きやすく、働きがいを感じる事ができる職場環境の整備に取り組むこと、ひいては、職員一人ひとりのモチベーションと生産性の向上に繋げていくことが重要です。

そこで、市では、次のとおり取り組みます。

- ① 職員のやりがいや組織への帰属意識などの現状を把握した上で、職場づくりに関する指標と数値目標を定めることを検討し、職場環境の改善を図っていきます。
- ② 多様な人材の多様な働き方が実現できる職場環境を整備するため、テレワーク制度の改善や勤務形態の見直しなどを図ります。
- ③ オフサイトミーティングの実施など、風通しの良い職場の雰囲気づくり、一体感の醸成を図ります。

※テレワーク

「tele＝離れた所」と「work＝働く」を合わせた造語。ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

※フリーアドレス

オフィスの座席を固定せず、職員が自由に座席を選んで働くオフィス形態のこと。

※フレックスタイム制

一定の期間についてあらかじめ決められた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。

※オフサイトミーティング

職場で行う会議やミーティングを「オンサイトミーティング」と呼ぶのに対し、職場を離れた場所や環境で行うミーティングのこと。通常の会議やミーティングのように分析や問題解決を主な目的とするのではなく、立場や役職を離れて率直な感情や意見を出し合ってじっくり話し合うことで、組織の一体感を図ることなどを目的とするもの。

DXの推進

スマートフォンやパソコンなどのICT（情報通信技術）は、めまぐるしい進歩を遂げ、市民生活に大きな影響を与え、民間企業が提供するサービスは、より早く、より便利に対応してきました。

一方、行政におけるデジタル化は、社会全体から大きく遅れを取っており、新型コロナウイルス感染症の対応において、各種給付金などのオンライン申請ができないことを始め、全国的にも様々な課題が明らかになりました。

行政においても、こうしたデジタル化の遅れに対処するだけでなく、制度や組織の在り方等もデジタル化に合わせて変革していく「デジタル・トランスフォーメーション（DX）※」が求められています。

今後、社会全体の労働力の絶対量の不足が見込まれる中、従来の半分の職員でも自治体が担うべき機能を発揮できる仕組みの必要性も指摘*されており、DXを推進することは、白井市が目指すまちの将来像の実現と、持続的な行政運営の推進のためには、欠かせない視点となります。

市では、まちづくりを持続的に推進するため、3つの基本方針に基づく取組みにおいても、デジタル技術を活用することを検討し、行政サービスにおける市民の利便性向上を図るとともに、業務効率化による人的資源の有効活用などを図っていきます。

※総務大臣主催 自治体戦略2040 構想研究会第二次報告より

基本方針に基づく取組みにおいて想定される「DXの推進」の主な例

- ◆双方向のコミュニケーションツール（SNS・アプリ）の活用 【市民参加・情報共有】
- ◆市民向けスマホ講座（デジタルデバイド対策*） 【市民参加・地域コミュニティづくりの推進】
- ◆各種支払におけるキャッシュレス決済の拡大、オンライン決済の導入 【財源の確保】
- ◆組織横断的な情報共有のための新たなツールの導入 【効率的な組織構築】
- ◆デジタル人材*の確保、副業・兼業人材の活用のための任用・勤務形態の検討
【多様な人材の確保・働きやすい職場づくり】
- ◆DX促進のための職員のデジタルリテラシー*の向上 【多様な人材の育成】
- ◆人事評価システムの導入 【多様な人材の育成・適材適所の人員配置】
- ◆フロントヤード*のデジタル化（オンライン申請の拡大、AIチャットボット*・「書かない窓口*」の導入など）→ バックヤード*の効率化 【働きやすい職場づくり】
- ◆AI*・RPA*の活用による日常業務の効率化 【働きやすい職場づくり】

※デジタル・トランスフォーメーション（DX）

ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※デジタルデバイド対策

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差を埋めるための対策。

※デジタル人材

デジタル技術を活用して業務を遂行し、DX に貢献する能力を持つ人材の総称。

※デジタルリテラシー

デジタル技術に関する知識やスキルを理解し、適切に活用できる能力のこと。

※フロントヤード

住民と自治体・行政との接点のこと。

※バックヤード

住民からは見えない行政機関内の業務プロセス全般のこと。

※AI チャットボット

AI（人工知能）技術を活用した自動会話プログラムのこと。

※「書かない窓口」

来庁者が申請書に記入せずに、各種証明書の発行や住民異動届などの手続きができる自治体の窓口サービスのこと。

※AI

Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術（人工知能）のこと。

※RPA

Robotic Process Automation の略。パソコンを使用して行う入力、集計といった定型業務を自動化できるソフトウェアのこと。

8 策定の経過

令和6年度	
令和6年 6月27日	第1回行政経営審議会 ・委嘱状交付 ・会長・副会長の選出 ・行政経営審議会の役割について ・白井市行政経営指針及び白井市行政経営改革実施計画について ・今後のスケジュール
8月 2日	第2回行政経営審議会 ・白井市の現状及び財政状況について ・財政推計（第6次総合計画基礎資料）について
8月29日	第3回行政経営審議会 ・行政経営指針の位置付けと役割、次期指針の方向性について ・スケジュールについて ・白井市の現状について（第2回振り返り）
10月11日	第4回行政経営審議会 ・現指針・取組項目（基本方針1）の成果・実績 ・新指針・取組項目（基本方針1）の検討
11月28日	第5回行政経営審議会 ・策定スケジュールの見直しについて ・現指針・取組項目（基本方針2・3）の成果・実績 ・新指針・取組項目（基本方針1～3）の検討
令和7年 1月10日	第6回行政経営審議会 ・新指針・取組項目（基本方針1～3）の検討 ・新たな目標数値の検討
2月28日	第7回行政経営審議会 ・策定スケジュールの見直しについて ・基本方針・取組項目、目標数値の検討 ・新指針（素案）全体の構成について
令和7年度	
令和7年 4月23日	第1回行政経営審議会 ・第2次行政経営指針（素案）の検討

5月29日	第2回行政経営審議会 ・数値目標（案）について ・第2次行政経営指針（素案）について
6月12日	行政経営戦略会議 第2次行政経営指針（素案）の決定
6月20日～ 7月10日	第2次行政経営指針（素案）に関するパブリックコメントの実施
8月12日	第3回行政経営審議会 ・第2次行政経営指針（答申案）について
8月26日	行政経営審議会からの答申

9 行政経営審議会

(1) 概要

名称	白井市行政経営審議会
設置根拠	白井市附属機関条例（平成 24 年条例第 24 号）
担任する事務	(1) 行政経営に関する重要事項について調査審議すること。 (2) 白井市公共施設等総合管理計画の推進等に関する事項について調査審議すること (3) 行政経営改革に関する計画の策定、推進等に関する事項について調査審議すること。 (4) 行政経営について、市長に意見を述べること。
定数	8人以内（学識経験者・市民）
任期	3年

(2) 委員名簿

任期：令和 6 年 6 月 27 日から令和 9 年 6 月 26 日まで

氏 名	区 分	備 考
いけだ すすむ 池田 晋	学識経験者	会 長
そうわ のぶゆき 宗和 暢之	学識経験者	副会長
いわい よしかず 岩井 義和	学識経験者	
すぎもと しょういち 杉本 昭一	学識経験者	
すなが だいすけ 須永 大介	学識経験者	
くの ふみか 久野 芙美佳	市 民	
じんない むつなり 陣内 睦範	市 民	
むらかみ な お 村上 奈央	市 民	

白井市第2次行政経営指針

発行月	令和7年9月
発 行	白井市
編 集	白井市総務部総務課
	〒270-1492 千葉県白井市復 1,123
	TEL 047-492-1111（代表）
	FAX 047-491-3510